

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015門第49号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月2日 14時13分ごろ
発生場所	福岡県福岡市志賀島西岸沖 弘港西防波堤灯台から真方位336° 1,040m付近 (概位 北緯33° 40.59' 東経130° 17.14')
事故等調査の経過	平成27年5月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 天神丸、1.63トン F03-29402（漁船登録番号）、個人所有 B シーカヤック（船名なし）、長さ2.92m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、志賀島北北西方沖の漁場に向け、同島西岸沖を約15ノット（kn）の対地速力で北進していた。 船長Aは、甲板員と共に後部甲板上の物入れのさぶたに腰を掛け、船外機のチラーを操作して航行していたところ、平成27年5月2日14時13分ごろ衝撃を感じて機関を停止し、A船がB船と衝突したことを知った。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、志賀島西岸沖で船首をほぼ南方に向けて釣りをしながら漂泊していた。 操縦者Bは、手元を見ながらルアーの交換を行っていたところ、B船に向けて接近するA船に気付き、フットペダルと舵を使用して僅かに移動したものの、A船の速力が速くて避けきれないと思い、海に飛び込んだ直後、B船にA船が衝突したことを認めた。 船長Aは、操縦者Bを救助した後、B船をA船に載せ、B船が出発した海岸まで送り届けた上で漁場に向かい、操縦者Bは、上陸後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏

<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が約15knの速力で航行すれば、船首が約40～50cm浮上して船首方に死角を生じるので、ふだんは船首を左右に振って死角を補う操船を行っていたが、本事故当時、A船より先に出航した数隻の僚船が北方に向けて直進する様子を見て、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、船首を振らずに航行していた。</p> <p>操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、志賀島西岸沖を北進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、船首死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、先航する数隻の僚船が北方に向けて直進する様子を見て、前路に航行の支障となる船舶はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、志賀島西岸沖で釣りをしながら漂泊中、操縦者Bが、ルアーの交換作業をしていて見張りを行っていなかったことから、間近に迫ったA船に気付き、衝突を避ける動作をとったものの、間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、志賀島西岸沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bがルアーの交換作業をしていて見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首浮上による死角を生じる船舶においては、船首方の死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・漂泊中においても見張りを適切に行うこと。 ・動力船が往来する海域において、シーカヤック等を運航する場合、船体に旗竿<small>（まきお）</small>を取り付けるなどして他船からの視認性を高める工夫をすることが望ましい。